

(証券コード9872)
2023年2月1日

株 主 各 位

大阪市中央区南本町三丁目 6 番14号

北恵株式会社

代表取締役社長 北 村 良 一

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主様の安全確保および感染防止のために、株主様には可能な限りインターネットまたは書面による議決権行使をお願い申し上げます。その場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2023年2月16日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年2月17日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区安土町三丁目 1 番 3 号
ヴィアール大阪 2 階 安土の間
3. 目的事項

報告事項 第64期（2021年11月21日から2022年11月20日まで）
事業報告および計算書類報告の件

決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎事業報告、計算書類および株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kitakei.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

ご出席株主様のお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

ご出席株主様のお席の間隔を広く確保するため、ご用意できる席数が大幅に減少いたしますので、ご入場を制限させていただく場合がございます。

新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様の安全を第一に考え、下記の開催方針に基づいて株主総会を開催いたします。

何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

- ・株主の皆様の健康状態にかかわらず、可能な限りご出席をお控えいただき、インターネットまたは書面による事前行使をお願い申し上げます。
- ・株主の皆様のお席の間隔を広く確保するため、ご用意できる席数が大幅に減少いたしますので、ご入場を制限させていただく場合がございます。
- ・株主様のお土産の配布は取りやめさせていただいております。
- ・ご来場の際はマスクをご着用のうえ、会場備え付けのアルコール消毒液をご利用ください。
- ・当日は株主の皆様の体温を計測させていただき、37.5℃以上の発熱が確認された場合、あるいは体調不良を感じられた場合のご入場をお断りすることがございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。
- ・本総会に出席する役員および当社スタッフは、マスクを着用いたします。
- ・感染拡大リスク低減のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含む）を省略させていただく場合がございます。株主の皆様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・上記以外にも、株主総会開催日時点において必要な感染予防のための追加措置を講じる場合がございます。
- ・今後の状況に応じて株主総会の開催に重要な変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kitakei.jp/>）にてご案内を申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

- インターネットと書面（郵送）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年2月17日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年2月16日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期間

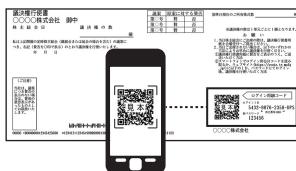
2023年2月16日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

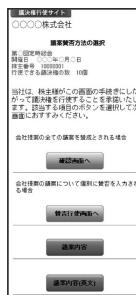
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



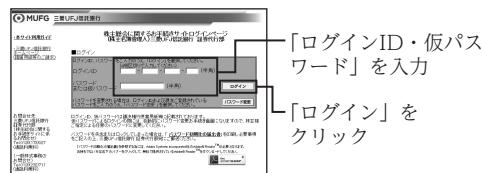
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

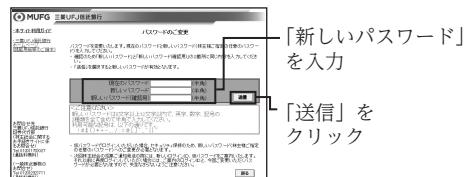
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

[添付書類]

事業報告

(2021年11月21日から)
(2022年11月20日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度（2021年11月21日～2022年11月20日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策の取り組みやワクチン接種の普及により社会経済活動の制約が緩和され、正常化に向け動き始めました。しかしながら、収束と拡大を繰り返す感染状況に加え、長期化するウクライナ情勢等、国際社会の混乱による原材料およびエネルギー価格の上昇や円安の急進など、依然として先行きは不透明な状況で推移しました。

当住宅関連業界におきましては、住宅ローン金利が引き続き低水準で推移し、また政府などによる各種住宅取得支援策の継続実施やテレワークの普及に伴う住環境改善ニーズ等もあり、リフォーム需要および新築住宅需要は下支えされてきました。

一方、建築資材全般において、原油価格の上昇等に伴う原材料や輸送費の高騰に加え、急激な為替変動による一層のコストアップが発生したことで、住宅価格への転嫁を招き、住宅取得マインドの低下が懸念される状況となりました。

このような状況のもと、当社は、既存取引先との関係強化に加え、ビルダー、住宅メーカー、リフォーム・リノベーション専門店、ホームセンターなどの新規取引先の開拓に努めました。また、工事機能のさらなる充実により、外壁工事・住設工事などの工事売上の拡大や非住宅市場の開拓を推進するとともに、環境・省エネをテーマとした住宅設備機器の拡販やオリジナル商品の開発および販売強化に注力し、業績の向上に努めてまいりました。

その結果、当事業年度の売上高につきましては、「収益認識に関する会計基準」等を適用しておりますが、過去最高の608億74百万円（前年同期は572億25百万円）となり、営業利益は8億22百万円（前年同期は8億11百万円）、経常利益につきましても、過去最高の10億5百万円（前年同期は9億20百万円）となりました。そして、当期純利益は、前期において子会社を吸収合併したことに伴う税務上の繰越欠損金の控除等を受けましたが、今期におきましては、通常の税額計算になったことにより、6億41百万円（前年同期は6億44百万円）となりました。

当事業年度の品目別売上高状況は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	品 目 別	売 上 高	構 成 比
商 品	木 質 建 材	7,331	12.0 %
	非 木 質 建 材	4,773	7.8
	合 板	2,191	3.6
	木 材 製 品	3,932	6.5
	住 宅 設 備 機 器	13,603	22.3
	施 工 付 販 売	1,047	1.7
	そ の 他	4,869	8.1
	小 計	37,748	62.0
工 事	完 成 工 事 高	23,125	38.0
合	計	60,874	100.0

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は105百万円であり、その主なものは器具備品45百万円およびソフトウェア43百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

- (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- (5) 事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響下にあるものの、経済活動は正常化に向かい、国内消費の持ち直しが見込まれます。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化や欧米を中心とした海外経済の減速、資源価格の高騰等、依然として先行き不透明な状況が続くものと思われまます。

当社といたしましては、このような状況を十分認識し、引き続き地域の有力販売店やビルダー、住宅メーカー、ホームセンター、非住宅分野などをターゲットとして、既存取引先との関係強化と新規取引先の開拓を図ってまいります。また、工事機能のさらなる充実による外壁工事や住設工事などの工事売上の拡大、環境・省エネをテーマとした住宅設備機器やオリジナル商品の拡販などに注力するとともに、業務の効率化を図り、業績の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況

区 分	第 61 期 2019年11月期	第 62 期 2020年11月期	第 63 期 2021年11月期	第 64 期 (当事業年度) 2022年11月期
売 上 高 (百万円)	55,530	53,027	57,225	60,874
経 常 利 益 (百万円)	938	721	920	1,005
当 期 純 利 益 (百万円)	579	728	644	641
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	62.49	78.54	69.42	69.10
総 資 産 (百万円)	25,523	25,396	27,381	28,697
純 資 産 (百万円)	11,686	11,982	12,400	12,816

- (注)1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は、2021年8月21日に連結子会社である福住株式会社を吸収合併したことに伴い、連結子会社が存在しなくなったため、第63期より連結計算書類を作成しておりません。
3. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社は、木材店、建材店、工務店、住宅会社等の取引先に対して新建材、住宅設備機器等の商品販売および上記取引先から工事請負を行っております。

主要商品等は次のとおりであります。

品 目 別	主 要 商 品 等
木 質 建 材	室内ドア、クローゼット、フロア、システム収納、階段セット
非 木 質 建 材	石膏ボード、断熱材、屋根材、不燃ボード、サイディング
合 板	ラワン合板、針葉樹合板
木 材 製 品	木材構造材、木材造作材、フローリング、集成板
住 宅 設 備 機 器	システムキッチン、ユニットバス、洗面化粧台、トイレ、空調機器、燃焼機器、太陽光発電パネル
施 工 付 販 売	外壁工事、住設工事、屋根工事、構造躯体工事、内装工事、サッシ工事、太陽光発電システム
完 成 工 事 高	
そ の 他	サッシ、エクステリア、化成品、建築金物、建築道具

(注) 施工付販売……仕入メーカーの責任施工により行っている工事
完成工事高……当社の下請工事業者により行っている工事

(12) 主要な事業所

本 社 大阪市中央区

営 業 所 仙台、埼玉、東京、横浜、千葉、水戸、甲府、静岡、金沢、名古屋、
岐阜、滋賀、京都、奈良、大阪中央、北大阪、阪和、姫路、姫路東、
明石、岡山、高松、福岡、北九州、鳥栖、熊本

(13) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
374名	2名減	41.2歳	12.8年

(注) 従業員数には、使用人兼務取締役、臨時従業員（パートタイマーおよび派遣社員）は含まれておりません。

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,011,841株 (自己株式733,894株を含む)
- (3) 株主数 5,575名
- (4) 大株主

株主名	持株数 千株	持株比率 %
北村良一	1,423	15.34
有限会社ケイアンドエム	1,373	14.80
北村誠	624	6.72
北村裕三	486	5.24
北恵社員持株会	344	3.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	255	2.75
堅智精	250	2.69
株式会社りそな銀行	200	2.15
三菱UFJ信託銀行株式会社	188	2.03
株式会社百十四銀行	163	1.75

- (注) 1. 当社の自己株式 (733,894株) は、上記の大株主に含めておりません。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 3. 持株比率の数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	北 村 良 一	
専 務 取 締 役	北 村 誠	営業本部長
取 締 役	北 村 裕 三	管理本部長
取 締 役	岸 本 規 正	中部営業部長
取 締 役	山 内 昭 彦	営業推進部長
取 締 役	中 村 均	大阪営業部長兼関西営業部長
取 締 役	齋 田 征 人	経理部長
取 締 役	森 信 静 治	弁護士、梅新法律事務所所長、株式会社池田泉州ホールディングス社外監査役
取 締 役	杉 野 正 博	株式会社マキタ社外取締役
常 勤 監 査 役	柏 原 弘 道	
監 査 役	駒 井 隆 生	税理士、税理士法人スマイル代表社員
監 査 役	酒 谷 佳 弘	公認会計士、ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社代表取締役、株式会社プレゼンスコーポレーション社外取締役(監査等委員)、株式会社ワッツ社外取締役(監査等委員)、株式会社タカミヤ社外取締役(監査等委員)、粧美堂株式会社社外取締役(監査等委員)、クリヤマホールディングス株式会社社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役森信静治氏および取締役杉野正博氏は、社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役駒井隆生氏および監査役酒谷佳弘氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査役駒井隆生氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役酒谷佳弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより被保険者がその職務の執行に関して、損害賠償を受けることによって生じる損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合を除く）については、当該保険契約により填補することとしております。

なお、保険料は全額当社が負担しております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年3月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当社の各取締役の報酬は、基本報酬、賞与および退職慰労金で構成し、いずれも、株主総会でご承認をいただいた報酬総額の範囲内で、社外取締役の適切な助言を得たうえで、取締役会で決定するものとしております。ただし、基本報酬は、事前に社外取締役の適切な助言を得たうえで、代表取締役社長に決定権限の一切を再一任する旨を取締役会で決議しております。

各取締役の基本報酬および賞与は、株主総会の決議により定められた最高限度額の範囲内で、役位、役割および業績、管理、ガバナンス等に対する貢献度に応じて総合的に考慮して決定しております。

また、退職慰労金は、株主総会で支給金額・支給時期・支給方法を取締役会に一任する旨の決議を得たうえで、在職中の功労に応じて役員退職慰労金支給規程に基づき、取締役会で協議して決定しております。

なお、社外取締役につきましては、役割と独立性の観点から、基本報酬のみで支給しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の限度額は、1990年2月16日開催の第31回定時株主総会において、「年額1億8,000万円以内」〔当該定時株主総会終結時点の取締役員数は7名（現在9名）〕と、監査役の報酬の限度額は、1994年2月17日開催の第35回定時株主総会において、「年額3,000万円以内」〔当該定時株主総会終結時点の監査役員数は3名（現在3名）〕と、それぞれ決議いただいております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社では、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長北村良一が、事前に社外取締役の適切な助言を得たうえで、各取締役の個人別の基本報酬の額を決定しております。

委任した理由は、当社の業績等を勘案しつつ、各取締役の役位、役割および各種貢献度について総合的な判断を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

また、取締役会は、当事業年度に係る各取締役の個人別の報酬等について、報酬の内容が当該決定方針に基づいて決定されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	130,010 (7,200)	92,610 (7,200)	20,000 (—)	17,400 (—)	9 (2)
監査役 (うち社外監査役)	15,260 (7,200)	14,640 (7,200)	— (—)	620 (—)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	145,270 (14,400)	107,250 (14,400)	20,000 (—)	18,020 (—)	12 (4)

(注) 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先は、前記(1)に記載のとおりです。なお、いずれも当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	森 信 静 治	当事業年度開催の取締役会20回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言を行っております。また、役員の指名や報酬等の決定に際しては事前に適切な助言を行うなど、社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。
取締役	杉 野 正 博	当事業年度開催の取締役会20回のすべてに出席し、会社経営の豊富な経験と幅広い見識に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言を行っております。また、役員の指名や報酬の決定に際しては事前に適切な助言を行うなど、社外取締役としての適切な役割を果たしていただいております。

区 分	氏 名	主な活動状況
監査役	駒 井 隆 生	当事業年度開催の取締役会20回および監査役会15回のすべてに出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	酒 谷 佳 弘	当事業年度開催の取締役会20回および監査役会15回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

30,600 千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

30,600 千円

(注) 1. 当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①コンプライアンス規程を定め、周知徹底を図るとともに、法令及び定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として子会社も含めた内部通報制度を構築する。
 - ②子会社が当社のコンプライアンス規程と同等の規程を制定することを通じて、企業倫理の確立並びにコンプライアンス体制の構築を図る。
 - ③就業規則及び社内規程の遵守の徹底と、内部監査の充実を図り、職務の執行の適正性及び効率性を確保する。
 - ④重要事項等の決定については、必要に応じて、顧問弁護士等から助言及び指導を受け、適法性を確保する。
 - ⑤市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。また、反社会的勢力及び団体による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①文書管理規程に従い、取締役の職務に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。
 - ②取締役及び監査役は、前号の文書等を常時閲覧できる。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①リスク管理規程を定め、個々のリスクについての責任部署を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
 - ②リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、企業集団全体の業務の適正化を図る。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - ②取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程に基づき、各責任者が業務を遂行する。
 - ③関係会社管理規程に従い、子会社を管理する担当部署を置くとともに、企業集団全体の業務の効率的な遂行を図る。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①子会社の内部監査を定期的実施し、その結果について、担当取締役はコンプライアンス及び効率性の観点からの課題を把握し、その重要度に応じて取締役会に報告する。
 - ②子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。
- (6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査役は、必要に応じて、内部監査室及び管理本部所属の使用人に、その職務の遂行の補助を委嘱することができる。その際、監査役が補助使用人に委嘱した職務については、取締役以下補助使用人の属する上長等の指揮命令を受けないこととし、これを当社内に徹底する。
 - ②前号の使用人に関する人事異動については、監査役と事前協議を行う。
- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①当社及び子会社の取締役及び使用人等並びに子会社の取締役及び使用人等から報告を受けた者は、法令及び定款に違反する行為、または著しい損害の生じるおそれのある事実、その他経営及び業績に影響を及ぼす重要な事項について認識した場合には、監査役に遅滞なく報告し、監査役は監査役会に報告する。
 - ②監査役は、必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人等に対して業務に関する報告を求めることができるとともに、監査役会に関係者を出席させることができる。
 - ③当社及び子会社は、上記①②の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とした不利益処分は行わないものとする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換会を開催する。
- ②監査役は、取締役、会計監査人及び内部監査室と適宜情報・意見交換を行う。
- ③当社は、監査役の職務執行について生じる費用または債務（会計監査人・弁護士に相談する費用を含むがこれに限らない）については負担する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制について

当事業年度はコンプライアンス意識の向上を図るため、コンプライアンス研修を実施いたしました。コンプライアンス委員会を毎月開催してコンプライアンスに関する課題の把握に努め、また、内部通報ホットライン窓口を設置して運用しております。さらに、内部監査室は、内部監査計画に基づき各部門の業務執行について監査を実施いたしました。

(2) リスク管理について

各部署が把握したリスクに基づき全社的にリスクの見直しを行うとともに、中間及び期末に、その対応策及び進捗状況を取締役会に報告いたしました。

(3) 取締役の職務の執行について

当事業年度は、取締役会を20回開催し、月次業績の報告・検討や法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行を監督しております。また、取締役会議事録など取締役の職務の執行に係る書類について、社内規程に基づき適切に保存及び管理しております。

(4) 監査役の職務の執行について

監査役は、重要な会議への出席、稟議書等の重要な決裁書類の閲覧、営業所への往査等を通じて監査を行いました。また、代表取締役との意見交換会の開催や取締役、会計監査人及び内部監査室と情報交換・意見交換を行いました。

貸借対照表

(2022年11月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	25,116,215	流動負債	14,908,711
現金及び預金	10,253,770	支払手形	3,685,925
受取手形	511,333	電子記録債権	3,990,427
電子記録債権	1,749,359	買掛金	6,006,757
売掛金	10,782,156	未払費用	370,240
商品	849,868	リース債務	356,733
未成工事支出金	938,526	リース債務等	1,655
貯蔵品	1,238	未払法人税等	267,939
前払費用	1,719	未払消費税等	90,985
その他流動資産	33,042	契約負債	117,015
貸倒引当金	△4,799	役員賞与引当金	20,000
固定資産	3,581,695	その他流動負債	1,030
有形固定資産	1,689,339	固定負債	972,604
建物	241,353	預り保証金	544,203
器具備品	80,826	リース債務	265
土地	1,320,529	繰延税金負債	11,408
リース資産	1,739	役員退職慰労引当金	292,450
建設仮勘定	4,419	退職給付引当金	108,144
その他有形固定資産	40,471	資産除去債務	6,659
無形固定資産	164,689	その他固定負債	9,473
ソフトウェア	80,716	負債合計	15,881,315
その他無形固定資産	83,972	純資産の部	
投資その他の資産	1,727,665	株主資本	12,666,127
投資有価証券	723,848	資本金	2,220,082
破産更生債権等	51,092	資本剰余金	2,851,427
差入保証金	111,128	資本準備金	2,850,892
敷金	147,959	その他資本剰余金	535
保険積立金	205,341	利益剰余金	7,801,075
投資不動産	514,871	利益準備金	170,300
その他投資資産	24,615	その他利益剰余金	7,630,775
貸倒引当金	△51,192	固定資産圧縮積立金	454,332
資産合計	28,697,910	別途積立金	2,150,000
		繰越利益剰余金	5,026,442
		自己株式	△206,458
		評価・換算差額等	150,468
		その他有価証券評価差額金	150,468
		純資産合計	12,816,595
		負債及び純資産合計	28,697,910

損 益 計 算 書

(2021年11月21日から
2022年11月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高	37,748,727	
商品売上高	23,125,831	60,874,559
工事高		
売 上 原 価	33,878,375	
商品売上原価	21,089,933	54,968,309
工事原価		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,906,250
売 上 総 利 益		5,083,575
営 業 利 益		822,674
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	245	
有 価 証 券 利 息	1,737	
受 取 配 当 金	10,280	
仕 入 割 引	128,998	
受 取 賃 貸 料	27,158	
そ の 他 営 業 外 収 益	27,542	195,961
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5	
賃 貸 原 価	9,054	
リ ー ス 解 約 損	2,647	
そ の 他 営 業 外 費 用	1,779	13,486
経 常 利 益		1,005,149
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,083	2,083
税 引 前 当 期 純 利 益		1,007,233
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	394,371	
法 人 税 等 調 整 額	△28,271	366,099
当 期 純 利 益		641,133

株主資本等変動計算書

(2021年11月21日から
2022年11月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,220,082	2,850,892	535	2,851,427
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
固定資産圧縮積立金取崩額				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	2,220,082	2,850,892	535	2,851,427

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	利 益 剰 余 金		
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
固定資産圧縮積立金		別途積立金	
当期首残高	170,300	454,678	2,150,000
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
固定資産圧縮積立金取崩額		△345	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	-	△345	-
当期末残高	170,300	454,332	2,150,000

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	4,607,637	7,382,616	△206,321	12,247,804
当期変動額				
剰余金の配当	△222,674	△222,674		△222,674
当期純利益	641,133	641,133		641,133
自己株式の取得			△136	△136
固定資産圧縮積立金取崩額	345	－		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	418,805	418,459	△136	418,322
当期末残高	5,026,442	7,801,075	△206,458	12,666,127

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	152,465	152,465	12,400,270
当期変動額			
剰余金の配当			△222,674
当期純利益			641,133
自己株式の取得			△136
固定資産圧縮積立金取崩額			－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,997	△1,997	△1,997
当期変動額合計	△1,997	△1,997	416,324
当期末残高	150,468	150,468	12,816,595

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品…先入先出法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

未成工事支出金…個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

貯 蔵 品…最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物付属設備、構築物については、定額法によっております。

また、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

主な耐用年数…建物 10～50年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

投資不動産（リース資産を除く）

定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物付属設備、構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数…建物 20～47年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の上事業年度から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金

社員の役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①商品販売

商品（新建材・住宅設備機器等）の販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、商品販売のうち、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

また、国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

②工事契約

当社は、戸建住宅等の外壁工事や住設工事等の工事請負契約を締結しております。

当該契約については、一定の条件を満たす場合、収益と原価を一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

なお、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合、原価回収基準にて収益を認識しております。

また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(7) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

ヘッジ方針

為替に係る相場変動リスクを回避する目的で、実需の範囲内で対象取引のヘッジを行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、相場変動を完全に相殺するものと考えられるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一部の会計処理について下記のとおり変更しております。

・代理人取引に係る収益認識

顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

・工事請負契約に係る収益認識

工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

・変動対価及び顧客に支払われる対価が含まれる取引に係る収益認識

従来は、販売費及び一般管理費として計上していた一部の費用及び営業外費用に計上していた売上割引については、売上高から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。なお、当事業年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

この結果、当事業年度の売上高は2,063,332千円、売上原価は1,755,363千円、営業利益は69,107千円それぞれ減少しておりますが、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」及び「未成工事受入金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響は一定程度発生すると想定されますが、当社の業績等への影響は軽微であると考えており、現時点において、会計上の見積りの前提について前事業年度より変更は行っておりません。

固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

土地、建物等の時価下落により減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について使用価値をもって検討を行った資産グループ2 拠点（帳簿価額合計1,178,432千円）は、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上していません。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、原則として、営業所等を単位として資産のグルーピングを行っております。

土地・建物等の著しい時価下落や収益性の低下等により減損の兆候があると認められる場合には、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。

当該資産又は資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度の実績を踏まえ、翌事業年度の予算を基礎としておりますが、安定した売上高及び売上総利益率、将来の修繕計画及び主要な資産の今後の使用見込み等を主要な仮定としており、不確実性が否めないため、今後の経営環境が著しく悪化した場合には、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	888,719千円
(2) 投資不動産の減価償却累計額	103,329千円

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払賞与	62,586千円
退職給付引当金	32,983千円
役員退職慰労引当金	89,197千円
減損損失	141,682千円
その他	77,422千円
繰延税金資産小計	403,872千円
評価性引当額	△154,544千円
繰延税金資産合計	249,327千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	199,383千円
その他有価証券評価差額金	61,216千円
その他	136千円
繰延税金負債合計	260,736千円
繰延税金負債純額	11,408千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性及び流動性の高い短期的な預金等を中心に行っております。資金調達については、必要時には様々な調達手段の中から最適な手段を選択する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び電子記録債権並びに売掛金の信用リスクについては、「与信管理手続規程」に従い、取引先ごとに期日及び残高管理を行うとともに、経営状況をモニタリングすることにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び余資運用の債券であります。

業務上の関係を有する企業の株式については、定期的に時価や取引先の財務状況を把握し、取引先との関係を勘案して保有状況を検討しております。また、余資運用の債券は、信用リスクを軽減するために、安全性の高いもののみを対象としております。

営業債務である支払手形及び電子記録債務並びに買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年11月20日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形」「買掛金」「電子記録債務」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	200,000	197,500	△2,500
② その他有価証券	520,806	520,806	—
資産 計	720,806	718,306	△2,500

(注1) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	3,042

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	200,000	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
1. 債券				
(1) 国債・地方債等				
(2) 社債	—	—	200,000	—
(3) その他				
合計	—	200,000	200,000	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	321,472	—	—	321,472
その他	—	199,334	—	199,334
資産計	321,472	199,334	—	520,806

②時価をもって貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
その他	—	197,500	—	197,500
資産計	—	197,500	—	197,500

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有しているその他債券は、取引先金融機関から提示された価格によっており、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

品目別		金額
商品	建材・木材製品等	18,228,056
	住宅設備機器	13,603,401
	施工付販売	1,047,501
	その他	4,869,767
	小計	37,748,727
工事	完成工事高	23,125,831
	小計	23,125,831
顧客との契約から生じる収益		60,874,559
外部顧客への売上高		60,874,559

(注) 建材・木材製品等には、木質建材・非木質建材・合板・木材製品が含まれております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

(6) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

当事業年度	
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	11,962,050
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	13,042,849
契約負債（期首残高）	129,073
契約負債（期末残高）	117,015

契約負債は、主に顧客からの前受金及び工事請負契約に定められた支払条件に基づき顧客から受け取った未成工事受入金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、129,073千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,381円40銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 69円10銭 |

11. その他の注記

(1) 当事業年度末日満期手形等

当事業年度末日満期手形等の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の当事業年度末日満期手形等を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

受取手形	4,107千円
電子記録債権	106,599千円

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年1月17日

北 恵 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 平 岡 義 則
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 後 藤 英 之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北恵株式会社の2021年11月21日から2022年11月20日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年11月21日から2022年11月20日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年1月17日

北恵株式会社 監査役会

常勤監査役 柏原弘道 ⑩

社外監査役 駒井隆生 ⑩

社外監査役 酒谷佳弘 ⑩

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付け、安定した配当を継続しつつ、当社を取り巻く経営環境および財務状況等を勘案のうえ、業績に応じた利益還元を行っていくことを基本方針とし、配当額につきましては、当面の間、1株当たり年間14円を下限としたうえで、配当性向35%を目途としております。

なお、非経常的な要因により、当期純利益が変動する場合等においては、その影響を考慮し配当額を決定してまいります。

上記に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式

1株につき金 24円 総額 222,670,728円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年2月20日

第2号議案 定款一部変更の件

1.提案の理由

- (1) インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上および公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更するとともに、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるため、現行定款第5条（公告方法）を変更するものであります。
- (2) 株主名簿の他に新株予約権原簿に関する事務を委託する旨を明記するため、変更案第11条（株主名簿管理人）第3項を新設するものであります。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

(4) 経営体制の強化を図るため、役付取締役が取締役会長を新たに設け、取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名を定めることができるように変更するものであります。

(5) その他字句の修正を行うものであります。

2.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (条文省略)</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会<u>及び</u>取締役のほか、次の機関を置く。 (現行どおり)</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</p> <p>(新設)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</p> <p>3. <u>当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当会社の株式に関する取扱い及び株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(招集権者および議長)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット 開示とみなし提供)</p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会 (代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議をもって取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第6章 計算</p> <p>(期末配当および基準日) 第36条 (条文省略)</p> <p>(中間配当および基準日) 第37条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第6章 計算</p> <p>(期末配当及び基準日) 第36条 (現行どおり)</p> <p>(中間配当及び基準日) 第37条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>1. 2022年9月1日(以下「施行日」という。)から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>2. 本附則は、前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日にこれを削除する。</p>

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役柏原弘道、酒谷佳弘の両氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

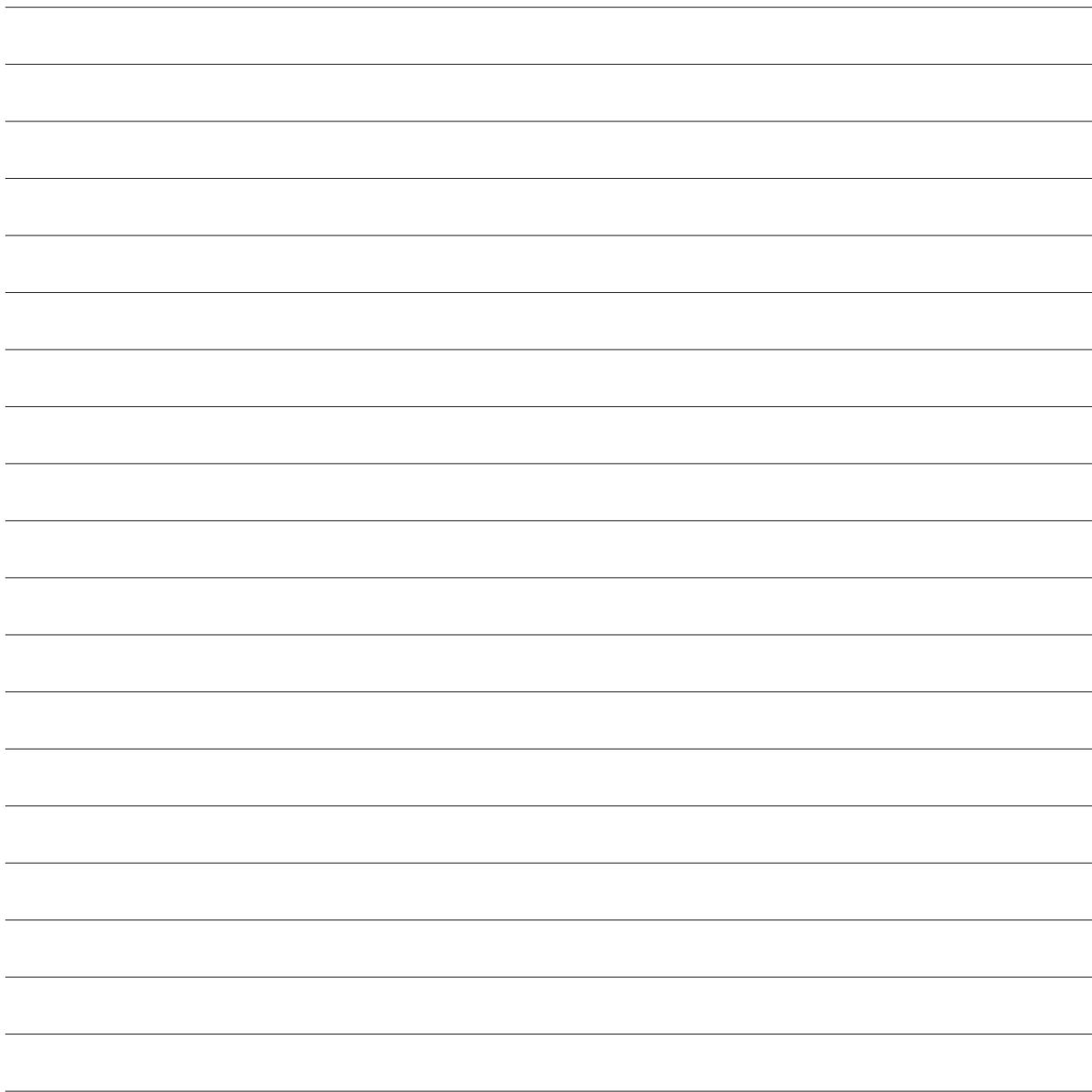
候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
1	かし ほら ひろ みち 柏 原 弘 道 (1958年10月13日)	1982年4月 当社入社 2007年11月 近畿営業部副部長 2013年11月 仕入部長 2019年2月 常勤監査役(現任)	41,533株
(監査役候補者とした理由) 営業部門、仕入部門に長年携わり、当社業務全般について豊富な経験と見識を有することから、監査役としての職務を適切に遂行できるものと考え、監査役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	さか たに よし ひろ 酒 谷 佳 弘 (1957年3月11日)	1982年3月 公認会計士登録 1998年8月 センチュリー監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 代表社員 2004年7月 ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社設立 代表取締役(現任) 2006年2月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社 代表取締役 株式会社プレサンスコーポレーション 社外取締役(監査等委員) 株式会社ワッツ 社外取締役(監査等委員) 株式会社タカミヤ 社外取締役(監査等委員) 粧美堂株式会社 社外取締役(監査等委員) クリヤマホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)	8,900株
(社外監査役候補者とした理由) 公認会計士として財務および会計に関して豊富な経験と幅広い見識を有し、専門的見地からの助言をいただいております。社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと考え、社外監査役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 酒谷佳弘氏は、社外監査役候補者であります。なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 酒谷佳弘氏の社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって17年であります。

4. 当社は、酒谷佳弘氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。酒谷佳弘氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

以 上

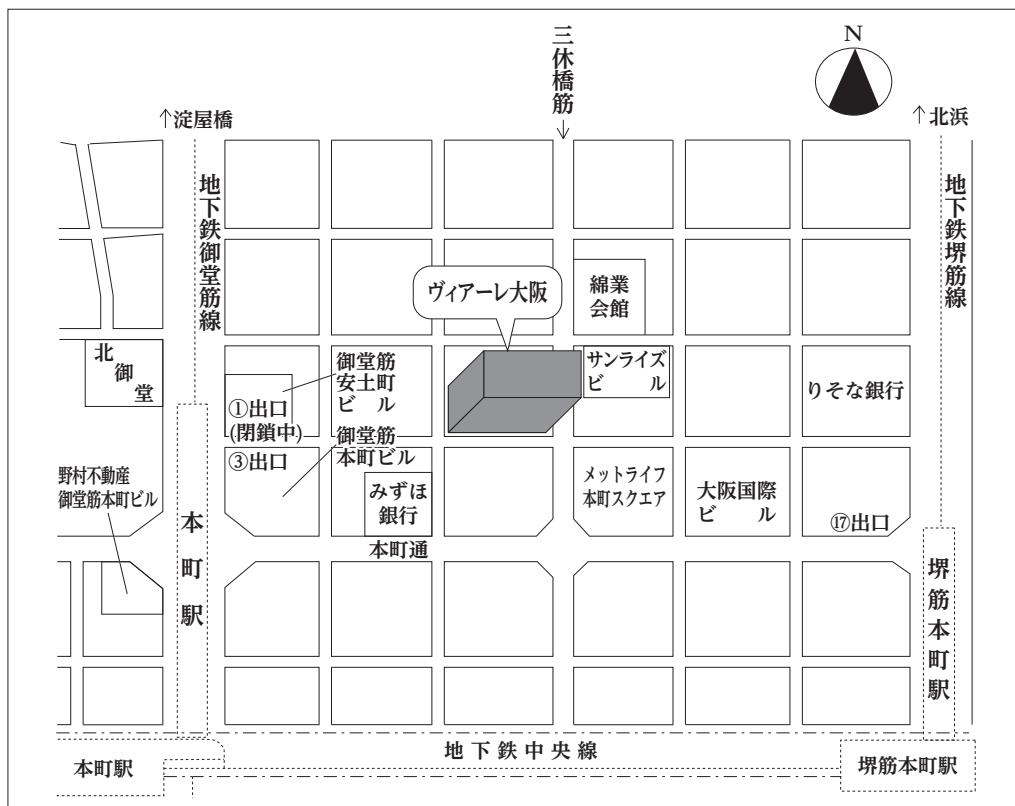




株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区安土町三丁目1番3号
ヴィアーレ大阪2階
安土の間

- ご出席株様のお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ご出席株様のお席の間隔を広く確保するため、ご用意できる席数が大幅に減少いたしますので、ご入場を制限させていただく場合がございます。



- ◎ 地下鉄御堂筋線 本町駅③番出口
東へ徒歩3分
※ビル建替えのため本町駅①出口閉鎖中
- ◎ 地下鉄堺筋線 堺筋本町駅⑰番出口
西へ徒歩5分
- ◎ 車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。